

参考資料 1 応急危険度判定

1.	応急危険度判定における石綿の取扱いについて 目的 調査対象 調査方法 対応
2.	(参考) 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル本編

1. 応急危険度判定における石綿の取扱いについて

応急危険度判定は、構造躯体の危険性などから当面の使用の可否を決め、余震等による落下物の危険性、及び倒壊の危険性等、二次的災害の被害を防止することを目的として、実施されてきた。

近年、石綿ばく露による健康被害問題の実態が明らかになり、国土交通省の諮問に応じて、社会資本整備審議会建築分科会が「建築物における今後のアスベスト対策について（平成 17 年 12 月）」を建議した。これを受けて、応急危険度判定における石綿調査の在り方について、「地震時における被災建築物応急危険度判定におけるアスベスト飛散防止対策」が、国土交通省の委員会において検討され、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」が作成されたところである。

これにより今後、地震時において実施される応急危険度判定において、石綿の調査が実施されることとなった。

以下に、その目的等の概要を示すとともに、参考として「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」の本編を添付する。詳細については、『2. (参考) 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル本編』を確認のこと。

1.1 目的

「応急危険度判定におけるアスベスト対応マニュアル」の目的として、表 R1.1 の 3 点が示されている。

表 R1.1 応急危険度判定における目的

1.	周辺住民に対して石綿の飛散の可能性について情報提供
2.	被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供
3.	飛散した石綿へのばく露からの判定士の保護

1.2 調査対象

「応急危険度判定におけるアスベスト対応マニュアル」における調査対象建築物及び対象石綿を表 R1.2 に示す。

表 R1.2 応急危険度判定における石綿調査対象(概要)

対象建築物	鉄骨造 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造 (木造建築については、原則として調査対象外とされているが、寒冷地等では検討対象とされている。)
対象石綿	飛散性石綿 (吹付け材、保温材等)

1.3 調査方法

この調査は、基本的に外観からの目視による調査及び建築物所有者等へのヒアリングを原則としており、特にこの調査のために建築物内部に入ることはしないとされている。

ただし、オプションとして立入ることもある。

判定は、建築年の確認と飛散性石綿の露出の確認の2つのポイントに基づいて実施され、「飛散性アスベスト可能性有」又は、「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の2つに区分される。

1.4 対応

調査結果の対応として、表 R1.3 の2つの事項が記載されている。

表 R1.3 調査の結果を受けての対応

1.	建築物所有者及び周辺住民への対応
2.	解体時の対応

2. (参考) 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル本編

応急危険度判定における石綿の取扱いに関するマニュアルの本編を抜粋して、以下に示す。

本編 応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、応急危険度判定士が被災建築物の応急危険度判定を実施する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し：(1) 周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行い、安全な瓦礫の処理作業につなげると共に：(2) 同時にアスベストの飛散によるばく露から判定士を保護することも目的としている。

2. 適用範囲

本調査は、主に鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象とする。対象とするアスベストは、飛散性アスベスト(吹付け材、保温材等)とする。

[解説]

・飛散性アスベスト(吹付け材、保温材等)

アスベストの内、飛散することにより健康への被害が懸念される建材として、飛散性が高いとされる吹付け材・保温材等を調査の対象とする。

・吹付け材(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有パーライト吹付け、石綿含有パーミキュライト吹付け)

・保温材等(耐火被覆材、断熱材、保温材)

保温材(石綿・珪藻土・パーライト・石綿けい酸カルシウム等各種 保温材)

耐火被覆材(石綿含有けい酸カルシウム板第2種)

断熱材(屋根用折版石綿断熱材、煙突石綿断熱材)

・鉄骨造は耐火被覆材として飛散性の高い吹付け材等、外壁材、配管に使われた飛散性の高い保温材等にアスベスト含有建材が使用された時期がある。

他の構造と比べて、使用箇所が多く、被災時にアスベスト飛散の可能性が高い。

・鉄筋コンクリート造は配管の飛散性の高い保温材や内・外装材としてアスベスト含有の吹付け材(パーミキュライト吹付け等)、成形板が使用された時期がある。建築物の倒壊等により保温材等が損傷した場合、飛散性が比較的高く、注意が必要。

※木造建築物は、通常、飛散性アスベストを使用している可能性は低いと原則として調査対象としない。

ただし、寒冷地等において、アスベストの使用等が規制される前に建築された木造建築物では、煙突周辺や壁・天井裏などに結露防止のため吹付け材、保温材等を使用している可能性がある。よって、地域の状況により木造建築物も調査対象に加えることを検討すべきである。

3. 調査方法

調査は、被災地において建築物の外観から目視等により、被災した建築物の部分においてアスベスト露出状況を確認する。

調査は次項の手順に従って行い、所定の判定調査表(本編末参照)を使用する。

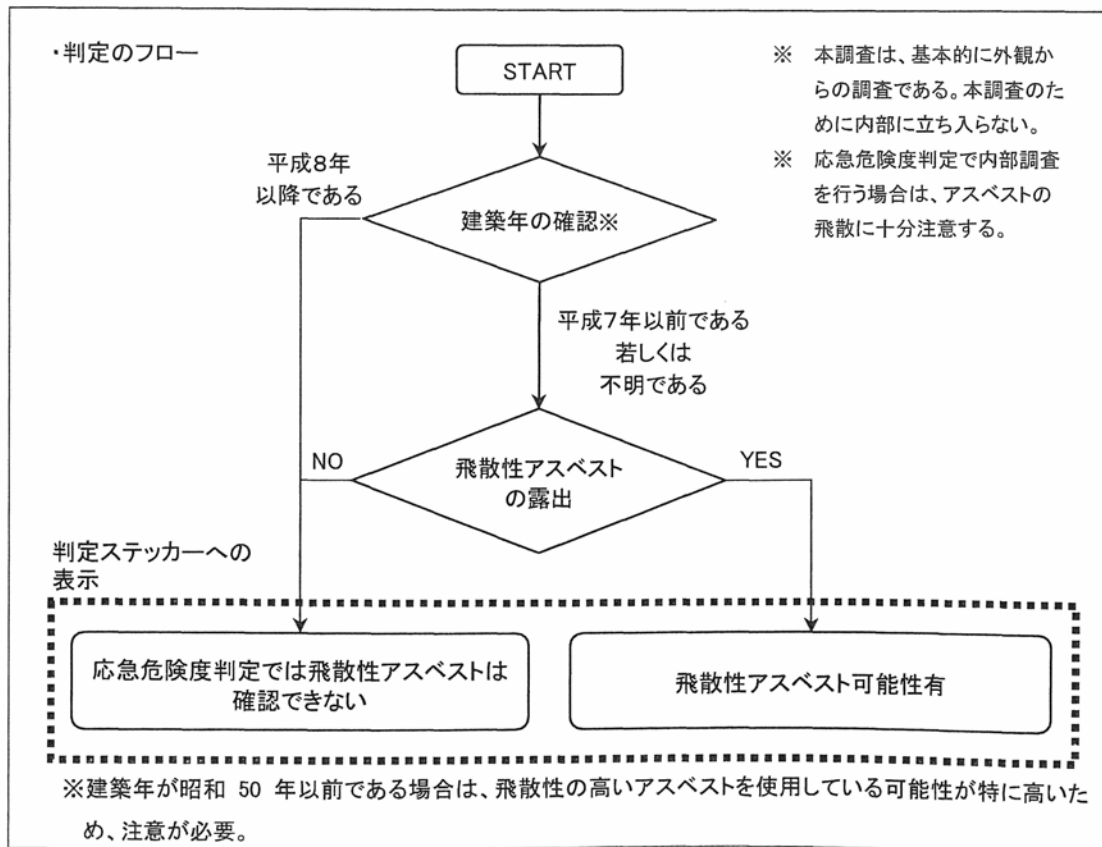
- ・ 本調査は、基本的に外観からの目視による調査および建築物所有者等へのヒアリングにより行い、特に本調査のために内部に立ち入ることはしない。

- ・ 応急危険度判定において、外観調査で被害が見られない建築物に対して内部調査まで行う場合、飛散性アスベストの有無に注意しつつ行う。明らかに飛散性アスベストの露出、囲い込まれたアスベストの落下等によりアスベスト飛散の危険が認められれば、呼吸用保護具を装着して、調査表を記入して速やかに調査を終了する。

4. 判定方法と対応

(1) 判定のフロー

- ① 敷地境界から可能な範囲の目視、および可能な場合は建築物所有者・管理者・使用者等へのヒアリングにより、建築物の築年を可能な限り確認する。
- ② 築年が平成8年以降であると確認できた場合は、飛散性アスベストが使用されている可能性は低いので、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の表示し調査を終了する。
- ③ 築年が不明、若しくは平成7年以前であると確認できた場合は、外観からの目視により飛散性アスベストの露出の有無を確認する。
- ④ 築年が昭和50年以前である場合は、飛散性アスベストを使用している可能性が特に高いので、注意が必要である。
- ⑤ 飛散性アスベストがあると判断した際は、呼吸用保護具を装着の上、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「飛散性アスベスト可能性有」の表示をし、ステッカー貼付後、被災建築物から離れた上で、調査表を記入する。飛散性アスベストはないと判断した際は、応急危険度判定のステッカーの注記欄に「応急危険度判定では飛散性アスベストは確認できない」の表示をし調査を終了する。



[解説]

建築物の築年を確認する。詳しい築年でなくとも、平成7年の前後、昭和50年の前後がわかれば、アスベスト飛散の可能性について、ある程度判定できる。

昭和50年(1975年)・・・建築物へのアスベストの吹付けが原則禁止された。

アスベスト含有建材(重量5%超)が規制対象になった。

平成7年(1995年)・・・特に有害性の高い茶石綿及び青石綿を含有する製品の製造等が禁止となった。

アスベスト含有建材(重量1%超)が規制対象になった。

※1981年(昭和56年)建築基準法改正に伴い導入された新耐震基準によって建築された建築物は、倒壊の可能性は減少しており、倒壊によるアスベストの露出の可能性も低くなっている。ここではアスベストに対する規制が大きく強化された昭和50年(1975年)と平成7年(1995年)をアスベストの飛散性についての判定の根拠としている。

(2)建築物所有者および周辺住民への対応

判定士は、本調査の結果を建築物の所有者や使用者、または使用者以外の第三者に知らしめるため、原則として所定の判定ステッカーに「飛散性アスベスト可能性有」と表示した上で建築物の出入口などの認識しやすい場所にステッカーを貼付し、建築物の所有者等がいる場合には、判定内容について説明を行い、注意を喚起する。

(3)解体時の対応

「飛散性アスベスト可能性有」と判定された被災建築物は、継続使用又は解体作業時のアスベストの飛散が懸念されるので、適切な処理が行われるよう、建築物の所在等の情報を調査表に記入し、応急危険度判定実施本部に持ち帰る。

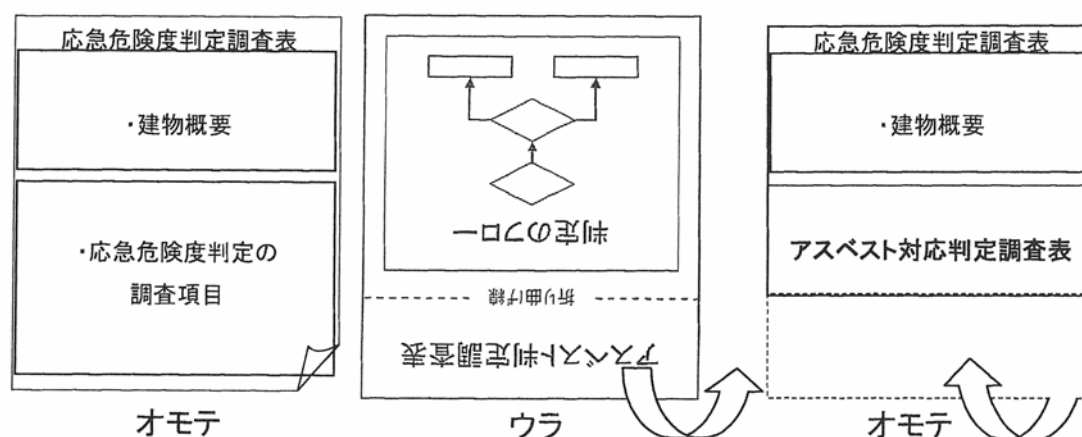
5.調査表について

(1)調査表の準備

アスベスト対応マニュアル用調査表は、応急危険度判定調査表の裏面に転写して使用する。

携帯の利便、集計作業等の関係上、転写する際は応急危険度判定の調査表と天地逆になるように裏面にコピーする。

※調査終了後、アスベスト判定調査表の集計をする際は下図のように調査表を折り曲げ、応急危険度判定調査表の建物概要を同時にコピーできるようにする。



(2)調査表の記入方法

・整理番号等

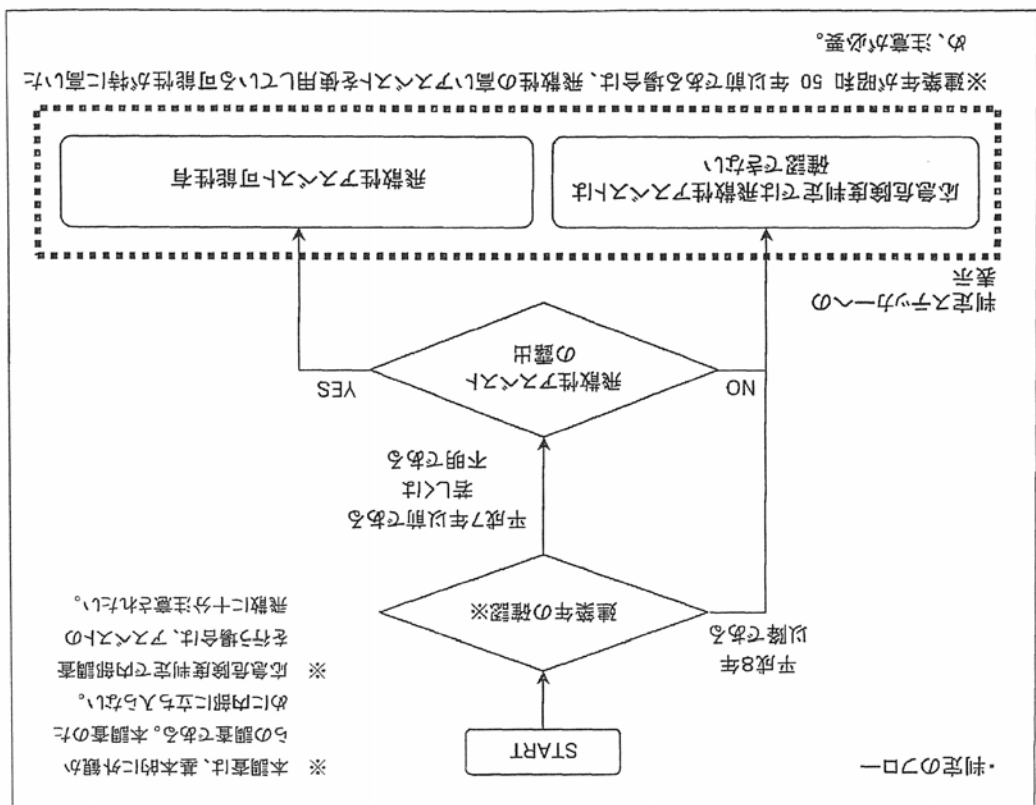
応急危険度判定と同じ整理番号(調査に際して配付された住宅地図等に付されている番号)を記入する。

・調査

- ① 建築物所有者・管理者・使用者等にヒアリングするなどして確認できる範囲で対象建築物の建築年を確認し、該当する番号に○を付け、建築年を記入されたい。
- ② 建築年が平成8年以降である場合は、調査2の「2. 飛散性アスベストの露出は見られない」の項目に○を付け調査を終了する。
- ③ 建築年が平成7年以前であり、飛散性アスベストの露出が確認された場合は、調査2の「1. 飛散性アスベストの露出が見られる」に○を付けて、特に緊急的な処置(飛散を抑制するための散水等)をしなければならぬ状態である場合は、コメント欄に状況を記入する。

↑
こちらを天として印刷してください。

アスベスト対応判定調査表



折り返し線

コメント

調査によって、飛散性アスベストの露出が認められた場合は、応急危険度判定スツッカーに、「飛散性アスベスト可能性有」と記入してください。

2. 飛散性アスベストの露出の有無	1. 飛散性アスベストの露出が見られる
2. 飛散性アスベストの露出は見られない	

1. 昭和50年 (1975) ~ 昭和51年~平成7年 (1976) (1995) 年建築)	2. 昭和51年~平成7年 (1976) (1995) 年建築)	3. 平成8年~ (1996) 年建築)	
4. 不明			

1. 建築年の確認

調査

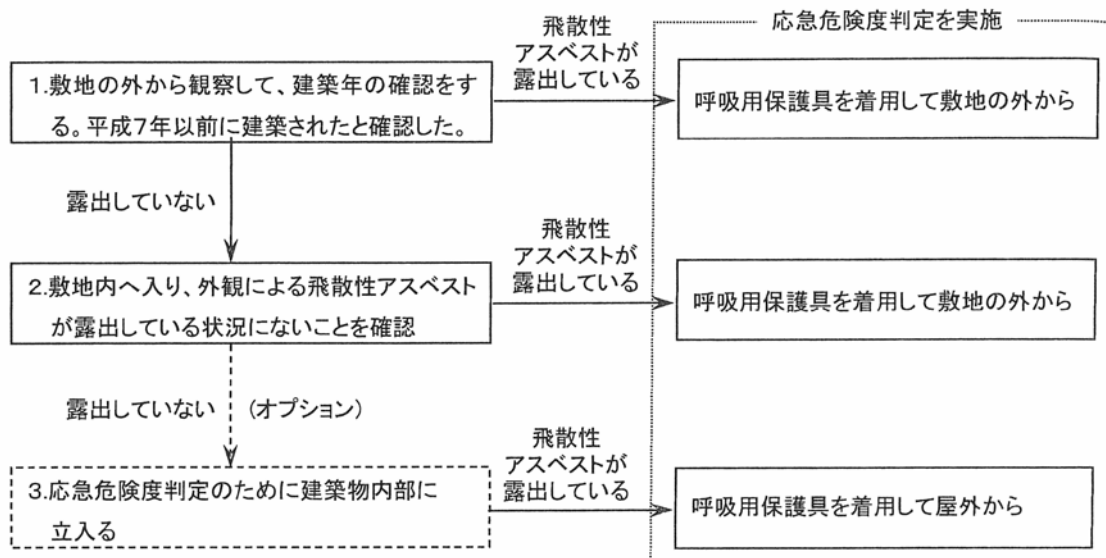
1. 整理番号 ()

アスベスト対応判定調査表

6. 判定士の安全対策について

- ・ 調査の際、判定士は呼吸用保護具を携行する。

○ 判定作業中の呼吸用保護具の使用について



出典

1.	地震時における被災建築物応急危険度判定における アスベスト飛散防止対策検討調査に関する業務報告書 平成 18 年 3 月 23 日 財団法人 日本建築防災協会
----	---